

【概要】

- これまで、自衛隊・海上保安庁が民間の空港・港湾を利用する際には、必要な時にその都度、関係自治体やインフラ管理者（コンセッション空港においては、インフラ管理者及び空港運営の民間委託会社を指す。以下、同じ）と調整を行っていたところ、今回構築する連絡・調整体制においては、**自衛隊・海上保安庁が年度内に計画している、民間の空港・港湾を利用した主要な訓練等の情報を当該年度の早い時期にインフラ管理者にできる限りまとめてお示しし、意見交換や情報共有を行う**ことを考えています。これにより、早い段階で生じ得る課題等を把握・解決し、円滑な調整を目指してまいります。
- また、**訓練等に際しての個別の利用調整や、国民の生命・財産を守る上で緊急性が高い場合、艦船の航行及び航空機の飛行の安全を確保する上で緊急性が高い場合の利用調整**については、自衛隊・海上保安庁とインフラ管理者が**民生利用に配慮しつつ、緊密に連携しながら調整**します。

【開催要領】

- 連絡・調整体制の構成は、インフラ管理者と、防衛省（地方防衛局、自衛隊の主要部隊等）、海上保安庁（管区海上保安本部等）、国土交通省（空港：地方航空局等、港湾：地方整備局等）を想定しています。
- 連絡・調整体制における意見交換や情報共有の場の開催頻度等については、個々の施設ごとの調整次第ですが、**基本的には年1回以上（対面又はWEBでの開催）、課長級を想定**しています。
- 通常の見解交換や情報共有の場の開催の調整は地方防衛局が担当します。緊急性が高い場合においては、迅速に調整する必要があることから、自衛隊・海上保安庁から直接インフラ管理者へ調整することが想定されます。
- 開催日程や場所等の事後公表は可とします。他方、意見交換や情報共有の場においてやり取りされた**具体的な内容（訓練等の計画等）については、公にすることにより率直な意見交換が損なわれるおそれがあるため、基本的に対外非公表を想定**しています。